特別区民税・都民税・森林環境税　特別徴収税額決定（変更）通知書（納税義務者用）の見方

納付額

毎月の給与から差し引かれる税額です。
差し引き特別徴収税額を「開始月から5月までの月数」で割った金額を、毎月給与から差引されます。
ただし100円未満の端数がある場合は、最初の徴収月にまとめられます。
特別徴収税額が5,000円以下の場合、開始（変更）月にその金額が一括で差し引かれます。
なお、**定額減税額の対象となる方**は、6月分は徴収されず、**定額減税後の税額**が7月分～5月分の11か月で均されます。

所得

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。
給与所得者は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。
「給与収入」ー「給与所得控除額」＝「給与所得（所得金額調整控除後）」
給与所得以外の所得があれば、その合計額を表示し該当箇所に「＊」を表示します。
「総所得金額①」には給与所得とその他の所得計の合計を表示しています。

課税標準額

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得とは区別して特別な方法で計算する「分離課税」の2種類を表示しています。

※総合課税＝「総所得金額①」ー「所得控除合計②」＝「総所得③」（1,000円未満切捨）
※分離課税については以下の表のとおり。

項目	内容
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式の配当	申告分離課税を選択して申告した上場株式等の配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決裁をしたときの所得

納付額									
	6月分		9月分		12月分		3月分		
	7月分		10月分		1月分		4月分		
	8月分		11月分		2月分		5月分		

所得			給与以外の合算所得区分	営業	農業	不動産	利子	配当		雑	譲渡・一時
	給与収入										
	給与所得（所得金額調整控除後）										
	その他の所得計										
			総所得金額①								

所得控除				
	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

課税標準		
	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

控配	老配	扶養親族該当区分					本人該当区分						繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生

税額		
特別区民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
都民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
森林環境税額⑧		
特別徴収税額⑨		
控除不足額⑩		
既充当・既委託納付額⑪		
既納付（納付すべき）額⑫		
差引納付額（⑨-⑫ー⑩、⑪）		
変更前税額⑬		
増減額（⑨－⑬）		
開始（変更）月	月	

（摘要）

税額

税額控除前所得割額	④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝課税総所得金額③×区民税6%、都民税4%
税額控除額	⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、**定額減税**の合計額
所得割額	⑥	税額控除前所得割額④ー税額控除額⑤
均等割額	⑦	特別区民税3，000円　都民税1，000円
森林環境税額	⑧	1，000円
特別徴収税額	⑨	区民税・都民税の所得割額と均等割額と森林環境税の合計額 （⑥＋⑦＋⑧）
控除不足額	⑩	所得割より控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額
既充当・既委託納付額	⑪	控除不足額⑩から特別徴収税額⑨に充当した金額
既納付（納付すべき）額	⑫	変更通知前に納付されている税額
差引納付額（⑨-⑫ー⑩、⑪）		給与から差し引かれる税額
変更前税額	⑬	税額変更等がある前の税額
増減額（⑨-⑬）		税額変更等があった場合の増減した金額
開始（変更）月		特別徴収開始月もしくは税額変更があった月

所得控除の額

一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。
控除金額は通知書裏面をご覧ください。

項目	内容
雑損	雑損控除額
医療費	医療費控除額額
社会保険料	社会保険料控除額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額
生命保険料	生命保険料控除額
地震保険料	地震保険料控除額
障・寡・ひ・勤	障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の合計控除額
配偶者	配偶者控除額
配偶者特別	配偶者特別控除額
扶養	扶養控除額
基礎	全ての納税義務者が適用できる基礎控除額

人的控除の内訳

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合＊を表示	未成年者	未成年者の場合＊を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合＊を表示	特障	特別障害者の場合＊を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合＊を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合＊を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合＊を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合＊を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合＊を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

摘要欄

・住宅ローン控除などの**住宅借入金等特別控除額**や、ふるさと納税の**寄附金税額控除額**がある場合は、それぞれの特別区民税・都民税分の合計額を表示します。
・控除対象配偶者ではない同一生計配偶者の扶養がある場合は、「同一生計配偶者」を表示します。

■年金所得に係る税額がある場合
「年金所得に係る税額」を表示します。

■定額減税の適用がある場合
定額減税額を表示します。減税不足額がある場合は「**減税不足額**」を表示します。

■年度の途中で課税内容に変更があった場合
変更事由を記載します。（例）税額変更、転勤など

この通知は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。
豊島区では個人情報保護のため、所得欄等に圧着加工を施しております。
この通知を再交付することはできません。紛失した場合で所得額等を証明する必要がある場合は、課税証明書（300円）をお取りください。